

保護者様

令和3年度「千葉市教育支援センター等活動費・通所費助成事業」のご案内

千葉市教育委員会

令和3年度、千葉市教育委員会は、教育支援センター（ライトポート）や教育センター（グループ活動）及びフリースクール等（以下、教育支援センター等）に通っているお子さんの保護者に対して、活動費及び通所費の助成を行います。

※フリースクール等とは不登校のお子さんを受け入れている民間の団体・施設を指します。なお、インターナショナルスクールや民族学校などのいわゆる外国人学校等は、該当しません。

1 助成の対象となる方

次の（１）から（３）までのすべての要件を満たすお子さんの保護者が本事業の対象になります。

- （１）千葉市立の小中特別支援学校に在籍していること
- （２）教育支援センター等に通うことを、学校長が出席扱いとして認めていること
- （３）要保護児童生徒又は準要保護児童生徒として認定されていること

2 助成の内容

本事業では、1にある「助成の対象となる方」が次の①②の2つの経済的支援を受けることができます。

① 活動費（要保護児童生徒、準要保護児童生徒 共に対象）

教育支援センター等で校外活動（宿泊を伴わないもの）に参加した場合の活動費を支給します。

- ・千葉市教育委員会が活動内容の確認をします。
- ・活動費の上限は一人年間小学生1,600円、中学生は2,310円です。※特別支援学校を含む。

② 通所費（準要保護児童生徒のみ対象）

※要保護児童生徒は、生活保護の移送費の項目で申請してください。

教育支援センター等に通所するための交通費を支給します。

- ・千葉市教育委員会が通所費の認定を行います。
- ・公共交通機関のみが対象です。
- ・（認定された交通費）×（通所した日数）の額と（認定された定期券代）×（通所した月数）の額のうち最も経済的な額を計算します。
- ・活動費と通所費の額を合計した額が助成額となります。上限は小学生47,800円、中学生83,210円です。※特別支援学校を含む。

3 助成の流れ

対象者の中で助成を希望される方は次の方法で申請をしてください。

- (1) 保護者が、在籍校から、申請書類等の用紙をもらう。
①教育支援センター等活動費・通所費助成受給資格認定申請書 ②銀行振込依頼書 ③同意書
- (2) 保護者が、在籍校に申請書類等を提出する。
- (3) 学校長は申請書を確認し署名した後、教育委員会へ申請書類等を送付する。
- (4) 申請書類等をもとに教育委員会が対象者及び活動費・通所費等の認定を行う。
- (5) 教育委員会は、認定の結果を保護者に通知する(写しを在籍校に送付する)。
- (6) 活動費は、保護者が在籍校から④活動実績の報告書をもらい、教育委員会に報告する。
④教育支援センター等活動実績報告書
- (7) 通所費は、在籍校が通所実績を教育委員会に報告する。
- (8) 教育委員会から保護者に助成決定額を通知する(写しを在籍校に送付する)。
- (9) 保護者が、在籍校から⑤請求書をもらい、教育委員会に⑤請求書を送付する。助成金はまとめて指定口座に振り込まれる。
⑤教育支援センター等活動費・通所費助成請求書

※ ご提出いただいた個人情報、本事業が円滑に進むように関係機関で共有させていただくことがありますが、本事業以外では使用いたしません(情報共有のための同意書の提出をしていただきます)。

- ※ 生活保護、就学援助により支払われるものは対象になりません。
※ 本助成では、活動費、通所費の全額を支給するものではありません。

4 助成金の上限について

本事業では、助成金支給金額に上限があります。

- ① ②の助成金(令和2年4月1日~令和3年3月15日まで)の合計金額上限
児童生徒1人につき年間 小学生47,800円 中学生83,210円
※特別支援学校を含む

5 助成金の支給方法について

- ・助成金については、指定の口座にまとめて振り込みます。

6 助成の対象期間について

- ・本事業は令和3年4月1日から令和4年3月15日までの活動が対象です。年度途中での申請も可能ですが、今年度の申請は、令和4年2月15日までに終わってください。
- ・1の助成の対象者の要件を満たさなくなった場合は、助成終了となります。

7 お問い合わせ

何かご不明な点がございましたら、千葉市教育委員会教育支援課(043-245-5935)までご連絡ください。